

資料2

「緑の広域計画」について

兵庫県 まちづくり部 公園緑地課

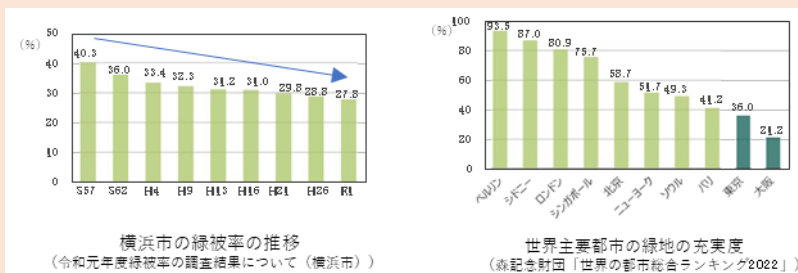
都道府県による「緑の広域計画」の位置付け

■都市緑地法等の一部を改正する法律

(公布：令和6年5月29日 施行：令和6年11月8日)

背景・必要性

○世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



○気候変動対応、生物多様性確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
○ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

○緑のネットワークを含む質・量両面での都市緑地の確保に取り組む必要があるが、
・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的

○また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。

(国土交通省資料を基に作成)

法案の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定

- ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
- ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。

②都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進について位置付け
- ・緑地の買い入れを代行する国指定法人制度の創設

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の

呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設



優良緑地確保計画認定制度
(愛称:TSUNAG)

■改正都市緑地法等に基づく「緑の広域計画」

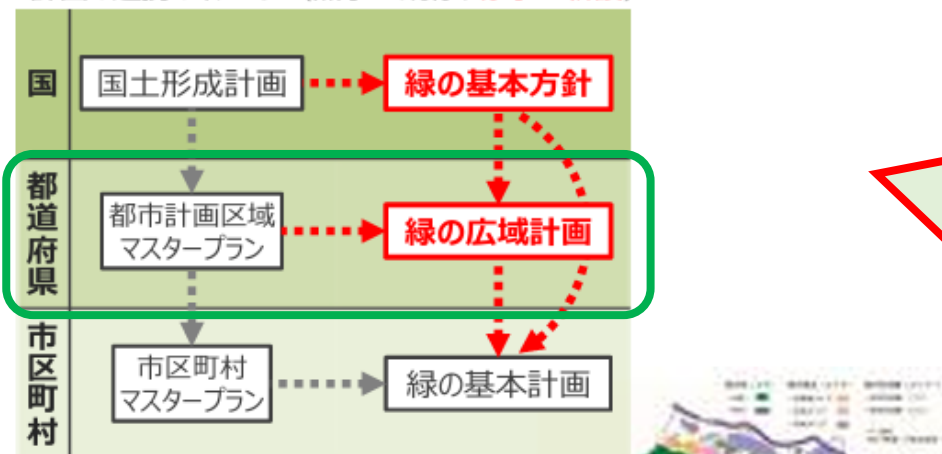
背景・必要性

- 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標や官民の取組の方向性を示す必要**。
- また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出する必要**。

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。**
(基本方針に定める内容のイメージ)
緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。**

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



広域の緑地配置（イメージ）

（国土交通省資料を基に作成）

- ・ 都道府県においては、これまで通達等に基づき策定された「都道府県広域緑地計画」があったが、法律に基づく計画制度はなかった。
- ・ 令和6年の都市緑地法改正により、
 - 国は「緑の基本方針」（「基本方針」）を策定する
 - 都道府県は基本方針に基づき「緑の広域計画」（「広域計画」）を策定できる
 - 従来からあった市町村における「緑の基本計画」は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案することになった（R6.11施行）。

緑の広域計画の意義

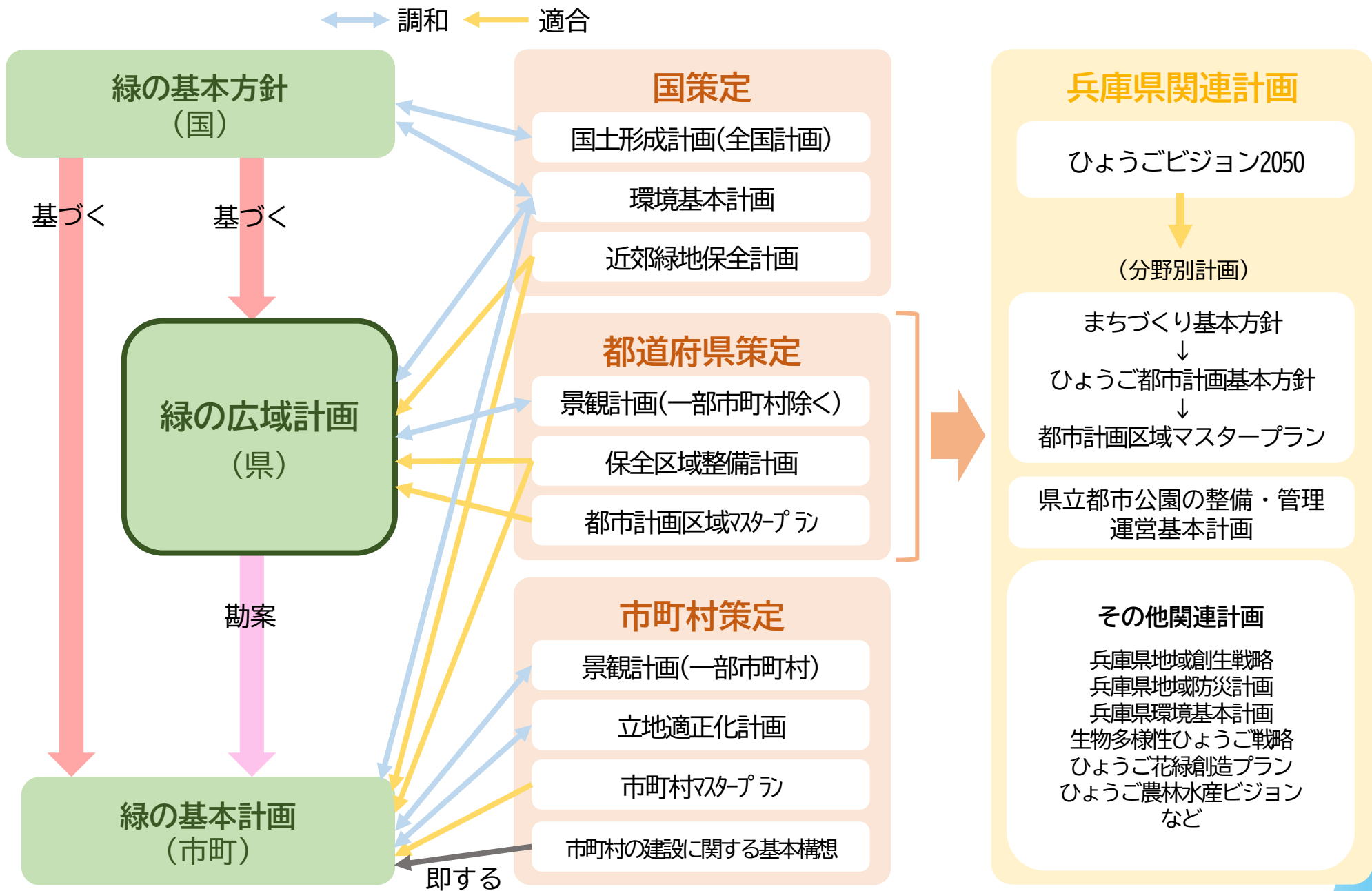
- 都市緑地行政において、都道府県は特別緑地保全地区における許可事務、都道府県の設置に係る都市公園の整備・管理など、重要な役割を担ってきたが、計画制度は法律上の定めがなかった。
- 一方で、緑地を質・量両面で確保していくためには、都道府県が、一の市町村の区域を超える広域的な見地から、都道府県における緑地の確保・配置やネットワーク形成の方向性を示すとともに、各市町と連携しつつ、総合的かつ計画的にその保全・創出の取組を行うことが必要である。
- このため、令和6年の都市緑地法改正において、都道府県が、緑の基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（緑の広域計画）を定めることができることとなった。

緑の広域計画に概ね定めるものとされる事項

	広域計画に定める事項 (都市緑地法に規定)	国の「緑の基本方針」において広域計画に定めることが望ましいとされた内容 赤字…ひょうご花緑創造プランの内容と関連するもの
全体的な内容	1 緑地の保全及び緑化の 目標	都道府県の実情に応じた適切な目標及び関連する指標 等 (基本方針で示した緑被率、気候変動対策、生物多様性確保、Well-being向上等の目標を踏まえる)
	2 緑地の保全及び緑化の推進の 方針 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 広域的・骨格的な緑地※配置の方針 ※都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、大規模な特別緑地保全地区や風致地区 等 都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針 (+緑地が果たす役割) 民間企業や NPO 法人、住民等と連携した緑地の管理・運営の方針 等
	3 緑地の保全及び緑化の推進のための 施策 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保 防災・減災等に資する都市公園の整備・管理 緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大 公共公益施設や民有地の緑化の支援 緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発・環境教育 都市緑化基金の活用 民間企業や NPO 法人、住民等の多様な主体との連携・協働を促進する仕組みの構築 流域治水等の関連施策との連携 市町村における基本計画の参考となる観点や施策の具体例等
個別施策	4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等
	5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準	緑地保全地域 ^(注) 内における行為の規制又は措置の基準 (注)・都市計画法の地域地区として、都道府県(市の区域内にあっては、当該市)が決定 ・緑地保全地域が定められた場合、都道府県又は市は当該緑地保全地域内の緑地の行為の規制又は措置の基準を定める ※県内には緑地保全地域なし
	6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	特別緑地保全地区 ^(注) 内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理の方針 (注)・都市計画法の地域地区として、市町村(10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県)が決定 ・土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県(市の区域内にあっては当該市)に対して、土地の買入れの申し出が可能 ※県内には県が規制主体となる特別緑地保全地区なし

等に関する施策の展開方策

「緑の広域計画」とその他の自治体の計画との関係



(兵庫県「令和7年度第2回まちづくり審議会」資料)

【参考】緑の基本方針（令和6年12月 国土交通省）概要

意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	<p>将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」</p> <p>国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す</p>						
個別目標	<p>環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市</p> <p>CO₂の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献</p>		<p>人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市</p> <p>緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する</p>		<p>Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市</p> <p>地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく</p>		
推進の視点	<p>多様な主体の連携、各主体の役割分担</p> <p>国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等</p>				<p>多様な資金、体制等の確保</p> <p>民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要</p>		
	<p>緑地の更なる充実</p> <p>より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施</p>						
	<p>緑地の広域的・有機的なネットワーク形成</p> <p>気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成</p>						
実現のための施策	<p>都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進</p>						
	<p>行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 地方公共団体に対する技術的支援 				<p>民間による緑地の保全・創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 		
	<p>価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進</p>						
都道府県	<p>「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等） 				<p>市町村</p> <p>「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等） 		
					<p>コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携</p>		
					<p>まちづくりDXとの連携等</p>		

（国土交通省資料より）

【参考】都市緑地を取り巻く社会情勢

都市において、地球的・国家的規模の課題である①**気候変動への対応**（温室効果ガスの排出削減・吸収、エネルギーの効率化、水害対策、暑熱対策等）や②**生物多様性の確保**（生物の生息・生育環境の確保、環境教育等）に加えて、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③**Well-beingの向上**（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応する必要。

都市に取組が求められる3つの視点

①気候変動への対応

パリ協定

（2015年12月採択）

- 世界共通の目標として2℃目標→1.5℃目標

地球温暖化対策計画

（2021年10月閣議決定）

- 2030年度46%削減目標等
- 脱炭素に資する都市構造、都市緑化等の推進

熱中症対策実行計画

（2023年5月閣議決定）

- 熱中症による死亡者数の半減（2030年）
- まちなかの暑さ対策、緑地の確保

②生物多様性の確保

昆明・モントリオール生物多様性枠組

（2022年12月採択）

- 生物多様性の損失を止め反転（ネイチャーポジティブ）
- 陸と海のそれぞれ30%を保全（30by30）
- 生物多様性に配慮した都市計画、都市部における緑地確保

生物多様性国家戦略2023-2030

（2023年3月閣議決定）

- 2030年ネイチャーポジティブの実現
- 都市における生物多様性の確保、都市部の居住者の自然とのふれあい

③Well-beingの向上

SDGs（持続可能な開発目標）

- すべての人に健康と福祉を【ゴール3】
（Good Health and Well-Being）

【WHO憲章前文】（抜粋）

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(wei-being)にあることをいいます。」

健康日本21（第3次）

（2024年4月～）

- （国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針）
- 自然に健康になれる環境づくり

（国土交通省資料より）

都市において多様な機能を有する緑地の質・量両面での確保

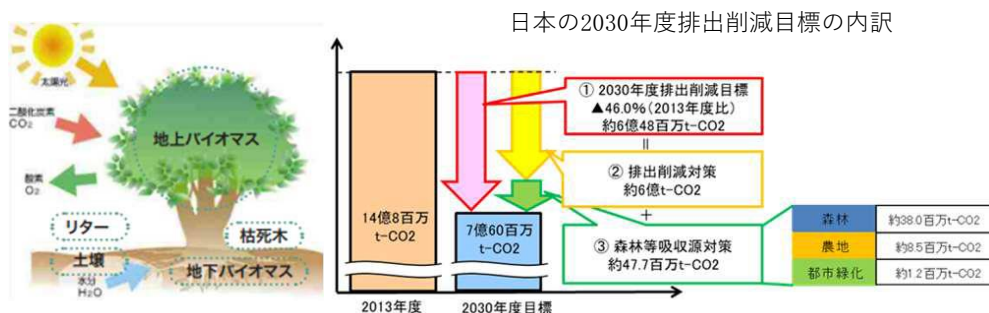
【参考】都市緑地を取り巻く社会情勢

①気候変動対策に資する緑地

- 緑地は、植物の光合成を通じたCO₂吸収・固定の機能や屋上緑化等によるCO₂排出抑制機能を持つ。また、水災害に対する雨水貯留浸透機能の活用も期待され、地表面被覆の改善や冷涼な空間の形成等により暑熱対策にも寄与。

都市緑化等によるCO₂の吸収・固定

樹木などの植物は、光合成により、大気中のCO₂を吸収し、炭素として蓄積・固定することで生長。日本では、気候変動枠組条約等に基づき、植生回復の一環として、都市緑化等によるCO₂吸収量を算定し報告。

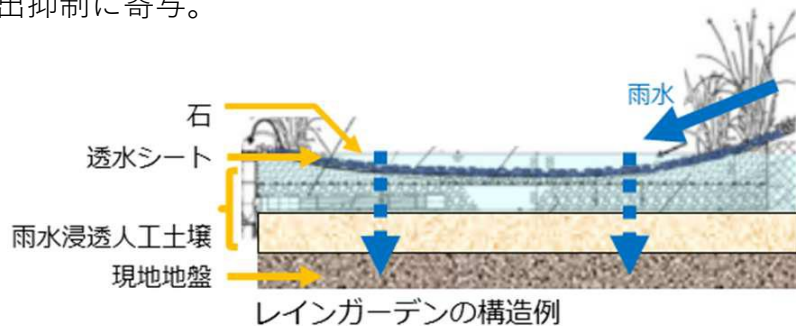
屋上緑化・壁面緑化によるCO₂の排出抑制

植物により舗装や外壁等を被覆することで表面温度の上昇や蓄熱を防止し、昼夜間の冷房使用を低減することで、ヒートアイランド現象の緩和を図り、結果としてCO₂排出を抑制。



緑地による雨水貯留浸透

降雨時に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて地下へ浸透させる機能を有する地盤の整備や地表面の植栽(レインガーデン)により、雨水の流出抑制に寄与。



緑地による冷涼な空間、風の道形成

緑陰等により冷涼な空間を形成し、また、まとまった緑地は周囲に冷たい空気がにじみ出す。加えて、緑のネットワーク形成等による「風の道」により、冷涼な風を維持。



(横浜市) 石舗装部とケヤキ広場下で5°Cの気温差を確認

都市内緑地からの移流・にじみ出しを導く「風の道」

出典:ヒートアイランド現象緩和に向けた都市づくりガイドライン

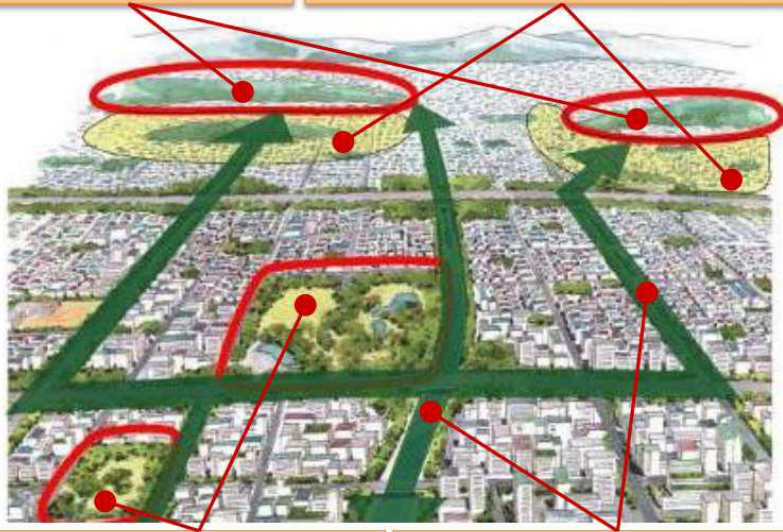
【参考】都市緑地を取り巻く社会情勢 ②生物多様性に資する緑地

- 都市における計画的な公園緑地の整備や既存の緑地保全により、都市内や周辺部の生物の生息生育空間の保全・再生・創出、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与。
- 都市における生物多様性の確保の取組は、都市住民が自然環境に関わる機会を創出し、様々な生態系サービスに触れることで、保全に向けた行動を起こすきっかけとなる。

・都市におけるエコロジカル・ネットワークの形成
都市において適切に緑地を配置し、エコロジカル・ネットワークの形成を促すことで、動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保することが重要。

中核地区
都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地

緩衝地区
中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯



拠点地区
市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地

回廊地区
中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地

出典:「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」国土交通省

・身近な自然とのふれあい
都市の緑地は自然とのふれあいの場、環境教育の場など、こどもの健全な発育に不可欠な空間を提供する機能を持つ。



烏川溪谷緑地 (長野県)

「経験の消失」(自然離れ)による負のスパイラル

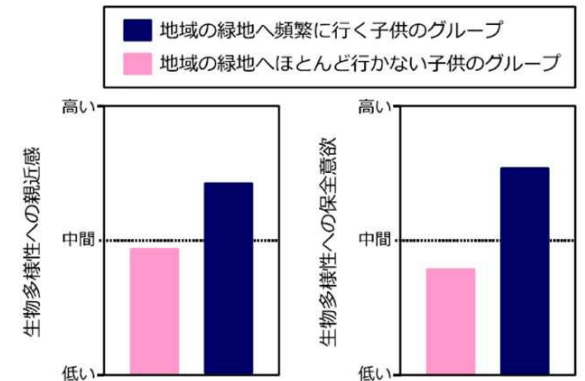


新・里山 (大阪市)

自然体験頻度と生物多様性に対する親近感・保全意欲の関係



出典:「加速する現代社会の「自然離れ」自然と関わらなくなることの何が問題なのか?」(東京大学HPより)



出典:「日常的な自然体験は子供の生物多様性保全意識を向上させる-身の回りの自然環境が持つ教育的価値を科学的に検証-」(曾我ら(2016))

【参考】都市緑地を取り巻く社会情勢

③Well-beingの向上に資する緑地

○ Well-beingの向上には、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化等に寄与する都市の緑地が重要。

「都市緑地:実践のためのガイドブック」 (WHOヨーロッパ地域事務局(2017))

- ・ 緑地や自然に基づいた対策は、(中略)、都市に住む人々の健康とウェルビーイングを改善することができる。
- ・ 緑地と健康の相関性は数々の発表にまとめられてきており、大気や水質の改善、騒音の低減、異常気象の影響の緩和を通じて、都市緑地は都市生活における環境に起因する健康リスクを軽減することができる。さらに、都市緑地は、ストレス緩和とリラックス効果、身体活動、住民の相互交流の促進、コミュニティの結束強化を通じて、健康とウェルビーイングを支え促進する。これらの便益には、精神的、身体的な健康の増進、認知・免疫機能の向上、死亡率の低下が含まれる。



Well-beingに貢献する都市緑地のイメージ
左:小さな都市緑地・遊び場、 右上:緑道・緑の回廊、
右下:都市林や野生生物生息域へのアクセス

(国土交通省資料より)

身体的な健康

東京ミッドタウン芝生広場 (東京都港区)

- ・ 緑に囲まれた1,880 m²の芝生広場において、ヨガやピラティス、クロストレーニングなど、健康に資する様々なイベントを開催。

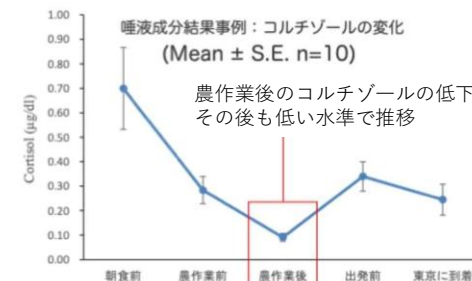
出典：<https://www.tokyo-midtown.com/jp/event/5652/>



精神的な健康

農作業によるストレス軽減・ 幸福度増加

- ・ 農作業を体験することで、ストレス値の指標であるコルチゾールの低下、幸せホルモンと呼ばれるオキシトシンが上昇することを明らかにした実証実験もある。



出展:(一社)日本食農連携機構HP
<https://jfaco.jp/report/2072>

社会的な健康

花園公園レイズドベッド (千葉県千葉市)

- ・ 市民が草花に触れ、香りを感じ、気に入れば持ち帰ることができる。
- ・ 地域住民が園芸作業を通じて達成感や満足感、自信や喜びを感じられるコミュニティづくりを目指して設置された。



出典：グリーンインフラ事例集（グリーンインフラ官民連携PF）